地場産品適合理由書

|  |  |
| --- | --- |
| １地場産品基準 | 地場産品類　　　　型該当 |
| ２地場産品適合理由 |  |
| ※地場産品基準１号、２号、４号、６号においては、産地証明書を添付すること。※地場産品基準２号においては、区域内で生産された原材料が返礼品に占める重量や付加価値の割合を記載すること。※地場産品基準３号においては、区域内で行われた工程の詳細を記載すること。※地場産品基準７号の宿泊においては、７の２または７の３に該当するか明記すること。 |

地場産品適合理由書　記載例

|  |  |
| --- | --- |
| １地場産品基準 | 地場産品類　　　　型該当 |
| ２地場産品適合理由 | １の場合　霧島市国分府中○○番地でさつま芋を生産している。　※産地証明を添付２の場合　霧島市で栽培されたさつま芋を100％使用した焼き芋である。　※産地証明を添付３の場合　霧島市国分中央3丁目○○番地において、ハンバーグを製造する全ての工程を行っている。　原材料を仕入れたあとの工程は次のとおり　１　肉をミンチにする。　２　玉ねぎをカットし、ミンチと調味料等を合わせる　３　成型して焼く　４　熱をとり、パッケージ　５　冷凍　４の場合　牛の生産地　霧島市福山町福山○○番地　と畜場　　　○○食肉センター　鹿児島市○○町△△番地　混在する可能性がある地域　鹿児島県内６の場合　そばとつゆのセット　3,000円　そば　地場産品２号に該当　霧島市で栽培されたそばを100％使用したもの　価格割合　そば2,300円、つゆ700円　全体に対しそば76％７の２の場合　高千穂ホテル　霧島市牧園町高千穂○○番地　霧島市のみで運営している |
| ※地場産品基準１号、２号、４号、６号においては、産地証明書を添付すること。※地場産品基準２号においては、区域内で生産された原材料が返礼品に占める重量や付加価値の割合を記載すること。※地場産品基準３号においては、区域内で行われた工程の詳細を記載すること。※地場産品基準６号は、返礼品と関連性のあるものの割合を明記すること。※地場産品基準７号の宿泊においては、７の２または７の３に該当するか明記すること。 |

|  |
| --- |
| 【地場産品類型】１ 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。２ 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。３ 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。３イ（熟成肉）地場産品基準第３号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、　　　　　　　　　　 当該地方団体の区域内において熟成したもの。３イ（精米）地場産品基準第３号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。３ロ（企画立案）当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの４ 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。５ 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。６ 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。７ 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。７の２（宿泊）当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。７の３イ五万以下（宿泊）当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの７の３ロ該当地域（宿泊）当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）第２条第１項に規定する 特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの７の４（電気）当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。８ 次のいずれかに該当する返礼品等であること。イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするものロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするものハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの９ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。99前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第５条柱書き）セット 前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。 |